

事業促進 PPP の業務「見える化」の試み② ～集計結果と活用の試み～

国土交通省関東地方整備局 正会員 ○島田浩樹 (株)大林組 正会員 川上季伸
 国土技術政策総合研究所 正会員 光谷友樹 正会員 石本圭一 正会員 中洲啓太

1. はじめに

事業促進 PPP の業務「見える化」の試み①において、国土交通省が発注する事業促進 PPP の業務記録簿を確認した結果、抽象的な表現となっている例が多く、具体的な作業や貢献内容を明確にするため、業務記録簿で、4W（「いつ (When)」「どこで (Where)」「だれが (Who)」「なにを (What)」)に関する情報を明記する試みについて報告した。本報文は、既存の事業監理業務 4 案件において、改善した業務記録簿を 2 週間の試行的に活用した結果を集計し、比較および考察を行うものである。

2. 試行の概要

表 1 に試行の概要を示す。4 案件のうち、1 案件が通常時の大規模事業、残り 3 案件が災害復興の事業である。事業の特性、規模、進捗段階により、人員構成に多少の違いが見られる。また、4 案件とも技術資料作成等の発注者支援業務が別途発注されており、事業促進 PPP の業務としては、調査・設計等の指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理（コストや工程の管理）等のマネジメント業務が中心となっている。

表 1 業務記録簿（改善案）試行の案件概要（人）

	A案件	B案件	C案件	D案件
事業タイプ	通常時大規模	災害復旧・復興	災害復旧・復興	災害復旧・復興
事業期間	H21年～未定	H23年～ H32年(予定)	H23年～ H32年(予定)	H23年～ H32年(予定)
事業監理業務実施期間	H25年～	H26年～	H24年～	H24年～
事業促進 PPP 人員構成	管理技術者	0.05	0.2	0.1
	事業管理	2	2	3
	調査設計	3	2	2
	用地	1	-	1
	施工	2	-	1
	施工管理	-	4	6
発注者支援業務等	技術資料作成	3名	3名	あり
	積算技術	あり	あり	あり
	技術審査	あり	あり	あり
	工事監督支援	4名	5名	6名
	用地関連	あり	4名	あり

(H30.2月現在)

3. 業務記録簿（改善案）集計結果

(1) 業務内容別集計結果

業務内容別作業時間割合を案件別に比較したものを

図 1 に示す。これにより、事業促進 PPP がどの項目に時間を割いているかがわかる。事業の特性や段階により、地元や関係行政機関との複雑な調整を伴うかといった事業の特性や、調査・測量・設計と施工などの事業の段階によって、その割合は異なる。例えば、A 案件では、「調査・測量・設計」の占める割合が多いのに対して、B・C 案件では、施工管理の占める割合が多く、計画、設計から工事に移った段階であることが伺える。

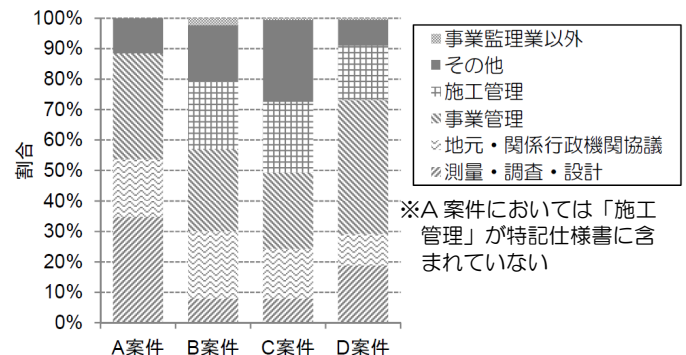


図 1 項目別作業時間割合

図 2 は、更に詳細の情報として「事業管理」の項目について内容別の作業時間割合を示したものである。B 案件では、多岐に亘る内容に関する作業より構成されているのに対して、D 案件では工事計画に特化している。

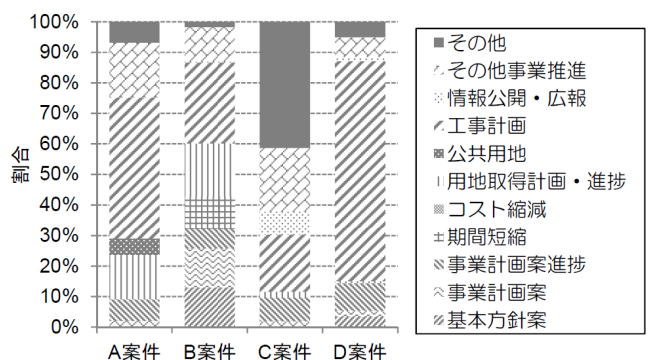


図 2 内容別作業時間割合（事業管理の内訳）

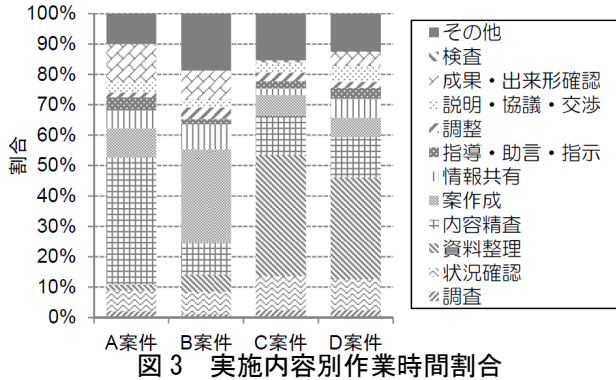
(2) 実施内容別集計結果

実施内容別作業時間割合を図 3 に示す。A 案件では「内容精査」、B 案件では「案作成」、C・D 案件では「資料整理」に多く時間を割いており、案件に応じて様々である。このように、案件により、受注者の作業内容に差が生じ

キーワード 官民連携、事業促進 PPP、事業監理業務、業務見える化、業務記録簿

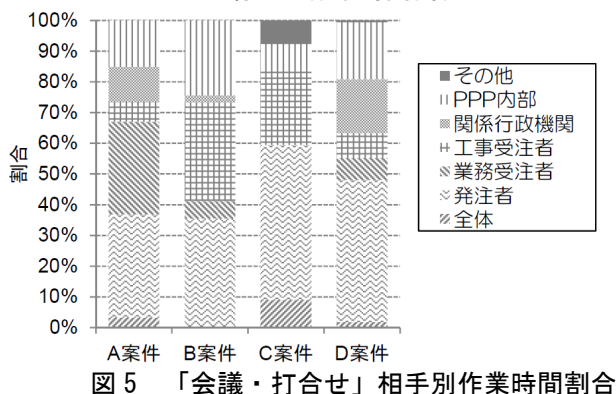
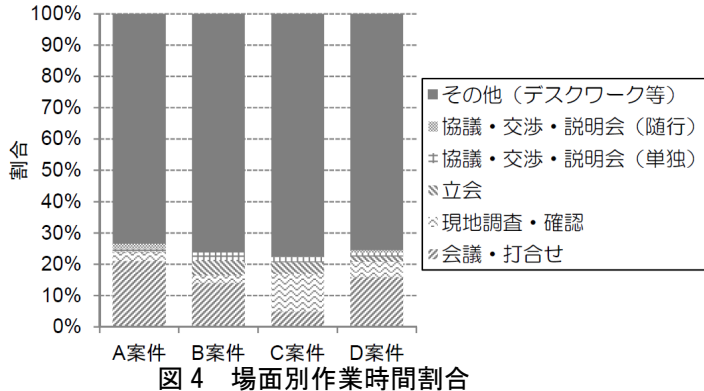
連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地 国土技術政策総合研究所 TEL 029-864-4239

る背景に、案作成等の技術的知見を生かす多様な業務経験、スキルを持った技術者の配置状況等の違いが影響あることがわかった。資料整理は、発注者支援業務、設計者、施工者にさせるという基本的な考え方もあるものの、ヒアリングでは、「時間の制約があり、臨機に対応が必要な場合など、資料作成補助業務ではなく、事業促進 PPP の受注者が対応するケースもある」といった意見も聞かれ、迅速な対応が求められるケースでは、事業促進 PPP の受注者が資料作成を行うことが効果的な場合もあることがわかった。



(3) 場面別、相手別集計結果

場面別作業時間割合を図4に示す。このグラフは、全体の作業時間に対して、会議等の占める時間の割合を示したもので、「その他」は主に事務所内でのデスクワークが該当する。どの案件においても「協議・交渉・説明会」の占める割合は少ない。「会議・打合せ」に全体の5~20%の時間を費やしており、これによりコミュニケーションの頻度がわかる。



また、図5は「会議・打合せ」の相手別作業時間割合を示す。どの案件においても、発注者の割合が高い。また、A案件では業務受注者の割合が高く、B・C案件では工事受注者の割合が高い。

4. まとめ

(1) 業務記録簿による「見える化」

業務記録簿による事業促進 PPP の「見える化」を行うことにより、どのような場面で、どのような相手に対し、技術的知見を必要とする案作成や内容精査が行われたのか、技術的知見を必要としない資料作成が行われたのか等の実施内容を明確化できるようになった。これにより、従来、ヒアリングをしなければ明らかにできなかった事業促進 PPP の受注者が行う作業内容を業務記録簿から明らかにすることができる。

(2) 常駐・専任、受注制限緩和が課題

現状では、事業促進 PPP の受注者には、公平中立性に配慮して、対象国内の業務・工事の受注制限を設け、主任技術者、担当技術者には常駐・専任を求めている。業務の兼務する場合、工事を受注する場合と比較して利益が少なくなるため、事業促進 PPP を受注意欲が高まらないという課題がある。そのため、事業促進 PPP の作業状況を明らかにし、発注者、事業促進 PPP の受注者、発注者支援業務の受注者、設計者、施工者等、様々な関係者それぞれの得意分野を活かした役割分担の最適化を図ることにより、上記の課題に対応していくことが必要である。例えば、ECI (技術提案・交渉方式) を活用することにより、事業上流段階のマネジメントに関与した者が引き続き、施工することができる。

(3) 成果の反映と活用

「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン (平成 31 年 3 月)」には、業務記録簿の記載項目事例が示され、本稿の成果が反映されている。ガイドラインを参考に業務記録簿を作成することにより、事業促進 PPP の業務の実施状況を明らかにすることで、ガイドラインの活用による事業促進 PPP の業務改善効果や大規模災害復旧・復興事業、大規模事業で必要となる業務を参画意欲に配慮した最適な分担方法の検討を行うことができる。

最後に、今回の分析を行うにあたり、地方整備局の方々には、データ提供等に多大なご協力を頂いた。ここに記して深く感謝する。